

議第 1 号

「新見市地域公共交通計画(地域公共交通確保維持事業)別紙」の変更について

令和9年度において国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)を活用するため、新見市地域公共交通計画(別紙:地域公共交通確保維持事業)認定申請を行うにあたり、新見市地域公共交通計画(別紙:地域公共交通確保維持事業)の変更について承認を求める。

- 1 計画の名称 新見市地域公共交通計画
- 2 対象となる運行系統 市街地循環バス(地域内フィーダー系統)
- 3 計画期間 令和9年度～令和11年度の3か年
- 4 計画内容(概要)
 - ① 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
 - ② 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
 - ③ ②の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
 - ④ 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
 - ⑤ 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

詳細は、別紙資料1-1～1-5のとおり

令和 8 年 8 月27日 提出

新見市地域公共交通会議
会長 橋 本 成 仁

議第 2 号

新見市予約型乗合タクシー「新見東部乗合タクシー（仮称）」の 実証運行について

上熊谷・下熊谷地域の全域、菅生地域（灰ガ峠、千原、阿福、小原、別所を除く）、新見地域（寺下、木の畝）の内、定めた目的地まで予約型乗合タクシーを週5日運行することに合意を求める。

詳細は、別紙資料2－1のとおり

また、本実証運行については、6か月程度運行を行った後、アンケート調査等の実施による見直しを図り、1年程度で本格運行に移行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

新見市地域公共交通会議

会長 橋 本 成 仁

議第 3 号

ふれあい送迎バスの路線休止について（新見東部地域）

ふれあい送迎バス「菅生線」「黒谷線」「指野線」「吉野河内線」「寺下・木の畝線」を休止することに合意を求める。

（提案理由）

新見市予約型乗合タクシー「新見東部乗合タクシー（仮称）」の実証運行に伴い、エリア内を運行するふれあい送迎バスを休止するもの。

なお、ふれあい送迎バスの休止の時期は11月を予定している。

詳細は、別紙資料3-1のとおり

令和 8 年 8 月 27 日提出

新見市地域公共交通会議

会長 橋 本 成 仁